

毒物又は劇物の販売業登録業者 ～販売・譲渡・受注～ (遵 守 事 項 等)

営利・非営利を問わず、毒劇物の現物の取扱いの有無を問わず、毒劇物に指定されているものについて の受注、販売、納品やその手配等をするには、毒物及び劇物取締法上の販売業の登録が必要です！

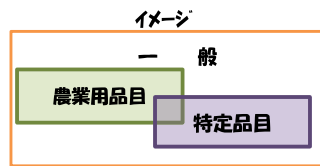
現物を取扱う …店舗又は営業所に、毒劇物の在庫を持ち（一時的な保管を含む。）販売等をする方法
現物を取扱わない …いわゆる「伝票販売」。店舗・営業所には、毒劇物の現物（商品）を保管せず、受注後は、毒物劇物取扱責任者を設置している毒劇物販売業等の登録があるメーカー等へ依頼等し、そのメーカー等が、発注者へ直接納品し、販売等を行う方法。

法…毒物及び劇物取締法（昭和 25 年法律第 303 号）令…毒物及び劇物取締法施行令（昭和 30 年政令第 261 号）
則…毒物及び劇物取締法施行規則（昭和 26 年厚生省令第 4 号）
毒劇物…法第 2 条に定義される毒物又は劇物。

1 営業の登録・販売業の登録の種類・販売品目の制限（法第 4 条、法第 4 条の 2、法第 4 条の 3）

販売業には下表のとおり①～③の種類があり、その種類によって販売等できる品目が制限されます。自身が所有している販売業の登録の種類を再確認し、販売等できる品目を把握しましょう。

	販売業の登録の種類	販売できる毒劇物の品目
①	一般販売業	毒劇物全て
②	農業用品目販売業	毒劇物のうち農業用品目のみ
③	特定品目販売業	毒劇物のうち特定品目のみ



登録の種類を変更する場合は、「廃止・新規」の手続きが必要です

2 毒物又は劇物の販売譲渡等（法第 3 条第 3 項、法第 4 条）

毒劇物の販売業の登録を受けた者でなければ、毒劇物の販売、授与、貯蔵等はできません。

3 毒物劇物取扱責任者の設置とその資格要件等（法第 7 条、法第 8 条等） 現物を取扱う店舗等のみ

毒劇物現物を直接取扱う店舗又は営業所（以下「店舗等」という。）には、店舗等ごとに法で規定されている毒物劇物取扱責任者（以下「責任者」という。）の資格を有する専任の責任者を設置して下さい。

店舗等の営業者は、常時その店舗等に勤務し、かつ適切な権限を有する者を責任者として指名すると共に、当店舗等における毒劇物危害防止規定を作成し、毒劇物の管理、責任体制を明確にしましょう。

《責任者要件》

○資格要件があります。（薬剤師、都道府県の毒物劇物取扱者試験合格者、※大学や高校等で応用化学に関する学課を修了した者等）個別にご相談ください。

（※詳細：令和 6 年 5 月 30 日付け医薬薬審発 0530 第 1 号厚生労働省医薬局医薬品審査管理課長通知）

○その店舗等付で雇用されていること。（労働者派遣事業の対象業務とすることは不相当とされています。同一系列間での出向の際も、出向元に身分を残している場合は認められません。）

毒物劇物取扱責任者の業務について（昭和 50 年 7 月 31 日付け薬発第 668 号厚生省薬務局長通知）他
○貯蔵設備、陳列場所、運搬用具の遵守状況点検、管理に関すること。
○表示、着色等の遵守状況の点検に関すること。 ○取扱いに関する遵守状況の点検に関すること。
○運搬、廃棄に関する技術上の基準への適合状況の点検に関すること
○事故時の措置等 ○取扱い及び事故時の応急方法等に関する従業員の教育及び訓練
○業務日誌の作成 ○毒劇物の数量管理（在庫量の定期的な点検、毒劇物の種類に応じた使用量の把握等）
○その他保健衛生上の危害防止に関すること。

4 登録後に必要な手続きについて（法第 10 条、法第 7 条第 3 項、法第 4 条）

（1）変更、廃止について

以下の事項を変更等した場合は、変更等したその日から 30 日以内に必要な添付書類を添えて、保健所に届出を行ってください。

- ①氏名又は住所（法人にあつては、その名称又は主たる事務所の所在地）（※1）
- ②毒物又は劇物を貯蔵し、又は運送する設備の重要な部分（※1）
- ③営業所又は店舗の名称（※1）
- ④毒物劇物取扱責任者（※2）
- ⑤廃止する場合（※3）

※1 営業者の変更（別個人への変更、法人営業者法人の合併、譲渡等）、営業所の移転、現営業所での大きな改装等の場合は、改めて事前に新規の登録が必要な場合があります。早めにご相談ください。

※2 毒物劇物取扱責任者を変更する場合、登録上の種類の毒物劇物の責任者要件を満たす者が十分に確認してください。

万が一、責任者不在となる場合は速やかに毒物劇物の現物の取扱いは中止し、早めにご相談ください。

現物を取り扱わない店舗等登録業者で、新たに責任者を設置し、現物を取扱えるようにする場合は、事前にご相談ください。

※3 有効期限満了をもって廃止する場合も、廃止届の提出が必要です。

（2）登録の更新について

販売業登録の有効期限が失効する 1 カ月前までに登録更新の申請をしてください。

なお、有効期限をもって廃止する場合も、手続き（廃止届）が必要です。

5 毒物又は劇物の取扱い等（法第 11 条、法第 12 条） 現物を取扱う店舗等のみ

毒劇物の盗難・紛失防止措置、営業所等外へ毒劇物が飛散、漏れ、流れ出し、しみ出さないよう必要な措置を取ってください。（運搬も含む。）

（1）保管等設備

- 毒劇物が飛散、漏れ、流れ出し、しみ出さないもの ○ 毒劇物専用の鍵付き設備
- 「医薬用外毒物」「医薬用外劇物」の表示

その他盗難等防止の観点からも、通常持ち運べない堅固な設備とし、その設置場所も十分注意します。

「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和 52 年 3 月 26 日付け薬発第 313 号厚生省薬務局長通知）
○貯蔵陳列等する場所は、その他の物を貯蔵陳列等する場所と明確に区別された毒劇物専用のものとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。
○貯蔵陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか、又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。
○毒劇物を貯蔵陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量を把握すること。



(2) 容器・表示

- 毒劇物が飛散、漏れ、流れ出し、しみ出さないもの
- 飲食物の容器は使用できません（万が一別の容器に移し替える時は要注意）
- 容器・被包に以下のような表示が必要です。また、別の容器に移しかえた時も、同様です。色の指定もあるので注意しましょう。

毒 物	赤地に白色の字で「医療用外毒物」	医療用外毒物
劇 物	白地に赤色の字で「医薬用外劇物」	医薬用外劇物

6 譲渡手続き等（法第 14 条、法第 15 条、令第 40 条の 9 等）

毒劇物は、その取扱いを誤ると人や環境被害等に直結します。中には、正当な理由なく所持することができないものもあります。

(1) 譲受書

販売（譲渡）者は、販売（譲渡）時に、購入（譲受）者から、以下の事項を記載、押印等した書面の提出を受けなければ、販売（譲渡）できません。その書面や記録帳簿は、5 年間保存してください。

- ☐ 毒物又は劇物の名称と数量 ☐ 購入年月日 ☐ 住所氏名職業（その他使用用途等）
☐ （販売（譲渡）する毒物又は劇物の種類によっては）運転免許証等の提示が必要

※「譲渡譲受書」は、販売（譲渡）者の責務です。現物を取扱わない登録業者については、毒劇物現物を納品するメーカー任せにするのではなく、販売（譲渡）者がすべきこととして、販売時に提出させ、指示通りか確認できること等を含めて手配し、自身の手元に記録保存します。

(2) 交付制限

次の者には、毒物又は劇物を交付してはいけません。

- 18 歳未満の者 ○ 麻薬・大麻・あへん・覚せい剤の中毒者
- 心身の障害により毒劇物による保健衛生上の危害措置を適正に行うことができない者

【補足】「特定毒物」について
毒物のうち、特に毒性が強いものとして、法別表第 3 に掲げるものを指します。
特定毒物については、使用できる者とその用途に規定があり、譲渡できる者、譲受ける者等が限定されていたり、より厳しい規制があります。
そのような「特定毒物」を取扱うことは慎重にすべきであり、その規制を十分理解した上で行う必要があります。

(3) 毒物又は劇物の性状・取扱いに関する情報提供

毒物又は劇物を、販売（譲渡）する時は、原則その性状・取扱いに関する以下の情報を提供しなければいけません。加えて、提供した情報が変更した場合も、速やかに情報提供を行います。

販売（譲渡）後に、相談や問い合わせがあった際も、適切に対応しましょう。

- ☐ 情報を提供する毒物劇物営業者の氏名・住所（法人にあってはその名称・主たる事務所の所在地）
☐ 毒物又は劇物の別 ☐ 名称・成分・その含量 ☐ 応急措置 ☐ 火災時の措置 ☐ 漏出時の措置
☐ 取扱い及び保管上の注意 ☐ 暴露の防止・保護のための措置 ☐ 物理的・化学的性質
☐ 安定性・反応性 ☐ 毒性に関する情報 ☐ 廃棄上の注意 ☐ 輸送上の注意

7 廃棄（法第 15 条の 2）

人的被害、環境汚染等を防ぐため、毒劇物は中和、加水分解、酸化、還元等その他の方法により毒物劇物に該当しないものにする等その他さまざまな技術上の基準で処理を行わなければ、廃棄ができません。毒劇物は必要最小限の保管に留め、販売（譲渡）することが大切です。

予め発注先からの相談も含め、廃棄の際の対応を決めておきましょう。

（参考）産業廃棄物処理業者に関する相談・検索先

下関市環境部廃棄物対策課（古屋町一丁目 18 番 1 号） TEL:083-252-7152
山口県産業廃棄物処理業者検索システム（インターネット）<http://haikibutsu.pref.yamaguchi.lg.jp/>

※譲渡の禁止※ 不要になった毒物又は劇物を、例え無償であっても販売業等の登録なしに、他人へ譲渡することは法律違反になるので注意しましょう。

8 事故の際の措置（法第 17 条）

毒物又は劇物による事故等が発生した場合は、関係機関に速やかに連絡をしなければいけません。その「事故」の中には、「盗難・紛失」も含まれます。管理帳簿等を備え、受入量・使用量・在庫量を記録し、日頃から自身の毒物又は劇物の取扱量を把握しましょう。

- 毒物又は劇物の流出、漏洩の場合は、**保健所・警察署・消防機関**に届け出る。
- 毒物又は劇物の盗難の場合は、直ちに**警察署**に届け出る。

※人的又は環境被害があった、危害が起こる可能性がある等の際は、直ちに**消防機関、警察**に届け出ること。

※現物を取扱わない業者であっても、自身が販売する毒劇物が、運搬中に事故にあった場合等は委託先である現物を納品する業者等から連絡を受け取れる体制を構築し、必要な行政機関へ届け出ること。事故時は、委託先と協力して事故対応、情報共有を行い危害の防止を行うこと。

9 その他知っておくべきポイント

毒劇物は毒性が非常に強い物質で、少量でも身体を著しく害し、引火性・爆発性の高いものが多く、事故が発生した場合は大きな被害が発生するおそれがある等、取扱いを誤ると非常に危険なものです。

そのため、業務上毒劇物を使用する者についても、「毒物及び劇物取締法」上の「業務上取扱者」として様々な規制を受けます。

販売（譲渡）先に対しても、毒物劇物登録業者として、6（3）にある情報提供の他、法令上の規制についても説明を行い、相談があった際は必要な回答、対応ができるようにしておくことが大切です。

本チラシ及び毒物劇物取締法に関する問い合わせ・相談先

下関市立下関保健所 保健医療政策課 医薬事係 TEL:083-231-1711 FAX:083-231-1376

毒物又は劇物販売業者に係る各種申請届出等手続き様式

（下関市 HP）<https://www.city.shimonoseki.lg.jp/soshiki/47/1665.html>

